

令和 7 年大口町教育委員会 4 月定例会議

令和 7 年 4 月 24 日

午前 9 時 30 分 開 議

大口町中央公民館 2 階 C 会議室

議事日程

日程第 1 教育長報告

日程第 2 議事録署名者の指名

日程第 3 連絡・報告事項

- (1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について
- (2) 令和 7 年度当初予算について
- (3) 令和 7 年度大口町立学校評議員の委嘱について
- (4) 大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部改正について
- (5) ふれあいルームおおぐち運営協議会設置要綱の一部改正について
- (6) 大口町収入急減者就学援助費事務取扱要綱の一部改正について
- (7) 大口町小中学校校外活動事業費助成金交付要綱の一部改正について
- (8) 大口町学校給食に係る給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について

日程第 4 その他

- (1) 小中学校長の教職員評価制度苦情委員会について

出席者

教 育 長	長 屋 孝 成	教育長職務代理者	鈴 村 由布子
委 員	水 谷 恵 子	委 員	舟 橋 由 治
委 員	丹 羽 力 也		

説明のため出席した者

生涯教育部長	松 井 宏 之	学校教育課長	岩 田 雄 治
--------	---------	--------	---------

学校教育課主幹兼
派遣指導主事

大 野 佑 樹

学校教育課主査 江 口 友 香

学校給食センター
主幹兼所長

丹 羽 清 人

生涯学習課長 兼 松 昌 史

図書館主幹兼
図書館長

鈴 木 加代子

◎開会

○松井生涯教育部長 それでは、ちょっと早いですがけれども、会議のほうを始めていきたいと思
います。

本日の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年大口町
教育委員会4月定例会を始めます。

なお、傍聴人はございません。

(午前 9時27分)

◎日程第1 教育長報告

○松井生涯教育部長 日程第1、教育長の報告をお願いいたします。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

先般は、令和6年度、3月14日に事務協がありまして、その後、教育委員会の定例会をもち
まして、人事異動の内示がはっきりしてきました。それ以降、3月は小学校の卒業式、それか
ら小・中学校の修了式があり、そして3月31日には退職教職員の辞令伝達式があり、無事に令
和6年度が終わったということであります。

4月になりまして、新たな7年度がスタートしたわけですがけれども、ちょうどこの頃は桜も
大変いい状態になりまして、小学校の入学式、4月8日、それから中学校の入学式が9日、本
当に桜満開の下に令和7年度を迎えるようになりまして、そして小学校のほうにつきましては、
新たに新入生、南小で40名、2クラス、それから北小で102名、西小学校で91名ということで、
合計233名の新1年生が誕生しました。中学校のほうにつきましては、小学校を卒業し、229名
の新中学1年生が誕生しました。

そして今日に至っているわけですがけれども、春休み期間中も取りたてて事案は発生はしませ
んでしたし、現在、それぞれ各小・中学校ともに極めて順調なスタートが切れたのではないか
なということを思っております。

4月6日の日曜日には大口町の春季体育大会の開会式が予定をされていましたが、あ
いにくの雨天のために中止ということになりました。

それから、14日の日には令和7年度の学校給食も始まりました。

それから、14日の日に、丹葉地方教育事務協議会の4月会議が扶桑町で開催をされまして、
事務協の令和7年度の組織の確立と様々な事業の承認がなされました。

それから、4月17日木曜日には、全国の学力学習状況調査がありましたが、タブレットを使
ったのが一部ありましたが、大口町の小・中学校ともに無事に終了したということであります。

そして、一昨日22日の火曜日の日には、丹葉地区の社会教育委員の代表者会議、それから丹

葉地区の栄養教諭、学校栄養職員の研修会等も大口町で無事に開催をされました。

報告すべき事項につきましては以上でございます。

○松井生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは、日程第2以降につきましては、教育長の取り回しでよろしくお願いいたします。

◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 それでは、日程第2、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者には、鈴木由布子教育長職務代理者と丹羽力也委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第3 連絡・報告事項

○長屋教育長 続きまして、日程第3、連絡・報告事項に入ります。

1点目、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告につきまして、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 よろしくお願ひします。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてです。

使用許可につきましては、前回の定例会以降、10事業について使用許可をしました。それから、2件の実績報告がありました。

なお、使用許可をしました10事業と実績報告がありました2事業につきましては、それぞれ資料のとおりですので御確認ください。

後援名義の使用許可の報告は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この件、よろしかったですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、2点目に入ります。

令和7年度の当初予算につきまして、事務局、ちょっとゆっくりずつでいいですので、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 それでは、令和7年度当初予算についてです。

まず、令和7年度の大口町の一般会計予算につきましては、歳入歳出ともに総額で108億2,300万円です。このうち款10教育費は13億4,374万5,000円で、前年比1億8,432万5,000円、15.9%の増額となっています。

というのは、ごめんなさい、何ページ目だったかな、予算書の一番最初のところ、予算に関

する説明書の6、7ページを見ていただくと、歳出のところで10教育費というところがありますので、ごめんなさい、予算に関する説明書ってありますよね。

それで、教育費の款10の割合としては、一般会計全体の12.4%になっています。

生涯教育部の主な事業については、まず最初に、令和7年度歳入歳出予算の概要というのが別冊子であると思いますが、歳入歳出予算の概要の5ページを最初に見ていただけますでしょうか。

予算の概要の5ページに主な新規事業の概要として、一番最初に学校給食費無償化というのがあります。令和7年度の大口町の当初予算の目玉としても上がっています給食費の無償化ですけれども、学校給食費につきましては、平成22年度から町立小・中学校に通う保護者を対象に給食費の半額補助を実施してきましたけれども、令和7年4月から給食費を無償化することとしました。無償化の実施に必要な費用としましては、事業費として小学校分で7,649万円、中学校分で4,081万円を見込んでいます。

次に、すみません、もう一度予算に関する説明書のほうに戻っていただきまして、款10の教育費のところだけが抜き取ってありますので、最初に214、215ページを見ていただけますでしょうか。予算に関する説明書のほうの214、215ページ。

下段辺りに事業3学校教育管理事業、節17備品購入費、細節16教育用備品購入費1億8,503万8,000円というのがあります。令和2年度にGIGAスクール構想によって児童・生徒1人1台のタブレット端末が整備されてから令和7年度で5年が経過するというところで……。

よかったですか。

つながっていない。

(発言する者あり)

○長屋教育長 予算に関する説明書のほう……。

○岩田学校教育課長 214、215ページ。

いいですか。

○水谷委員 分かりました。

○岩田学校教育課長 令和7年度で5年が経過するということから、端末の再整備を行うものです。これには国からの補助金で公立学校情報機器整備費補助金として対象事業の3分の2ということで9,350万円が歳入されるとして、予算計上がしてあります。

次に、226ページ、227ページの中段のところに、10需用費、節1の消耗品費の細々節6のところに教科書改訂があります。280万円。これは4年ごとに改定される教科書に対応する指導書等を購入するものです。

学校関係で、すみません、この予算書にはちょっと載っていないんですけれども、当初の新

年度予算ではありませんが、令和6年度の予算化した繰越しの予算として、南小学校の校舎と体育館、それから北小学校の校舎、大口中学校の校舎と体育館の照明のLED化工事、これが小学校費で5,700万円、中学校費で7,900万円を予算として繰り越しています。この予算書には載っていませんが、前年度の予算として繰越しをしています。既に小学校分が合計で3,116万円、中学校分が5,510万円で、契約を既にしておりまして、実工事を夏休み中に実施するように今準備を進めているところです。新年度予算ではありませんが、今年度の事業として大きな金額でありますので、御説明をさせていただきます。

それから、予算書の中の244ページ、245ページを御覧ください。

真ん中辺に町民会館管理事業とあるんですけど、その上のほう、それより上が中央公民館の管理事業になります。そこの14工事請負費、14の1の工事請負費の細々節12中央公民館消防設備工事費です。464万2,000円ですけれども、令和6年度中の消防点検で指摘のあった非常用照明器具の取替えや防災スクリーンの取替え、自家発電の設備などの取替え工事を行うものです。

次に、254ページ、255ページをお願いします。

上の段に囲まれているものが文化財保護費なんですけれども、ここの歴史民俗資料館の運営事業なんですけど、9の委託料というところがあります。ごめんなさい、その上でした。9の委託料の上の5で設計監理等委託料、文化財収蔵庫外壁等改修工事設計ということで66万円計上があります。中央公民館とその南側にある収蔵庫の経年劣化による外壁の塗装や補修等の工事をするための設計業務として66万円計上がされています。

次の258ページ、259ページをお願いします。

259ページの4のグラウンド等管理事業の節12委託料、細節5設計監理等委託料の細々節6管理棟等改修工事の、これも設計です。300万円計上してあります。管理棟の天井雨漏りの補修のほか、外壁等の暑さ対策の改修工事に向けての、これも設計費用です。

次のページ、260ページ、261ページの、3つ囲いがありますけど、上の段ですね。事業5の野外活動施設管理事業の14節の工事請負費で、細々節3アスレチック遊具等撤去工事費83万5,000円、こちらは遊具の支柱等に腐食があり、撤去をするというものになります。

非常にざっくりですけれども、これらの事業が令和7年度の生涯教育部の主な事業となります。その他、おおむね継続の事業が多いので増減額もありますが、例年どおりの事業が実施できる見込みとなっております。

令和7年度の予算についての説明は以上です。よろしくをお願いします。

○長屋教育長 ありがとうございました。

令和7年度の当初予算の説明でしたけれども、もし何かありましたら質問をお願いします。

よろしいでしょうか。少し時間を取ります。

○鈴木教育長職務代理者 すみません、こんなたくさんの量を、今少しいただいても何も質問できないと思います。

○長屋教育長 また、もう少し時間があつたほうがいいですか、それとも……。

○鈴木教育長職務代理者 いや、この時間のもう少しという問題ではないかなと思うんですけど。

○長屋教育長 それでは、大変量も多いですし、後でお気づきの点がございましたら、次回の定例会の折でも結構ですし、それからそれ以前でも結構ですので、何かあればお願いをしたいと思います。

それでは、次に進ませていただきます。

3 点目、令和 7 年度大口町立学校評議員の委嘱につきまして、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 (3)の令和 7 年度大口町立学校評議員の委嘱についてです。

名簿がおつけしてありますけれども、本年度の学校評議員につきましては、南小学校におきまして 1 名増となっております。5 名のうち新任の方が 4 名、北小学校につきましては 5 名のうち新任の方が 4 名、西小学校については 5 名のうち新任の方が 3 名、大口中学校につきましては 5 名のうち新任の方が 2 名、合計 20 名を今年度の評議員として委嘱いたします。

なお、お名前、職業等については名簿で御確認をお願いします。

学校評議員の委嘱についての説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、次に進みます。

4 点目、大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部改正について、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部改正についてです。

現在、ふれあいの森 2 階で運営していますふれあいルームですが、正式名称がこれまで大口町児童生徒適応指導教室としておりましたが、4 月 1 日より大口町児童生徒教育支援センターに改めるもので、題名及び条文中の文言を改めるものです。

表裏になっているかな。裏の新旧対照表を見ていただければと思いますけれども、名称が変わるということです。適応指導という名称があまりよろしくないということと、ふれあいルームの運営の趣旨からも、教育支援センターと名称を改めるものです。

なお、運営に関しては現状と変わるものではございません。本来は、要綱の改正前に定例会において御報告ということでしたが、施行後の御報告となりまして申し訳ございません。

大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部改正についての説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございました。

この件につきまして、何かあれば。

どうぞ。

○水谷委員 すみません、以下「ふれあいルームおおぐち」というというふうに書いてあるんですが、通称というかが「ふれあいルーム大口」というふうですか。

○岩田学校教育課長 いわゆる通称名がふれあいルーム大口ということです。

○水谷委員 はい、ありがとうございます。

○長屋教育長 あと、よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、次に進みます。

5点目ですか。ふれあいルームおおぐち運営協議会設置要綱の一部改正について、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 お願いします。

5点目のふれあいルームおおぐち運営協議会設置要綱の一部改正です。

今御報告しました大口町児童生徒適応指導教室の設置及び管理運営に関する要綱の一部改正により、ふれあいルームの正式名称が変更となったことによりまして、ふれあいルームおおぐち運営協議会設置要綱の条文中の文言を改めるものです。

こちら新旧対照表を見ていただければと思いますが、「適応指導教室」という名前が「教育支援センター」に変わっているというものです。

すみません、こちら本来、要綱の改正前の定例会で御報告でしたけれども、施行後の報告となりまして申し訳ございませんでした。

説明は以上です。

○長屋教育長 よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、6点目、大口町収入急減者就学援助費事務取扱要綱の一部改正について、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 お願いします。

6点目の大口町収入急減者就学援助費事務取扱要綱の一部改正です。

こちら裏面の新旧対照表を見ていただけるといいかと思います。

まず第1条中に、これまで保護者の定義が曖昧でしたので、これを学校教育法に定める保護

者と明確にするようにしました。

それから、第2条におきましては、これまでは大口町に住所を有し、大口町立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者のみを対象としていましたが、県立の中高一貫校に通う生徒なども対象となるように、大口町に住所を有し、学校教育法第1条に規定する各学校に在学する児童・生徒の保護者が対象となるように改正をしました。

なお、2条のただし書につきましては、DV被害者で住民票等を移動させることができない者で、町内に生活の実態がある者を救済するというものです。

第3条につきましては、特に小学校の修学旅行費の保護者負担額が増額していることから、対象となる費用を細かく規定せずに補助の上限をなくし、実際にかかる費用相当額を補助するというものです。

改正内容は以上となります。こちらも本来、要綱の改正前に定例会で御報告でしたが、施行後の報告となりましたので申し訳ございませんでした。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、よろしいでしょうか。

いいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、次に進みます。

7点目、大口町小中学校校外活動事業費助成金交付要綱の一部改正について、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 (7)の大口町小中学校校外活動事業費助成金交付要綱の一部改正についてです。

こちらは、実際の校外活動事業費の助成金の運用と要綱の文言が一部かみ合っていない部分がありましたので、文言を修正するものです。

こちら新旧対照表が2枚目になっていると思いますので、お願いします。

第1条として、学校が実施する校外活動の範囲の限定をなくして、児童・生徒の健やかな成長に寄与することを目的として実施する校外活動としました。

第3条の助成対象につきまして、ここで、これまで1条中に示していた活動の範囲を示すこととしました。その中で、校外活動と部活動を明確に分け、中止のみとしていたものに延期も加えることとしました。

第9条で概算払いを基本として支払いをすることとしました。

それで、第10条のところ文言の並びを修正したもので、内容として意図しているところは

変わりません。

こちら、すみません、要綱の改正前に定例会で報告でしたけれども、施行後の報告となりました。申し訳ございませんでした。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この件、御質問等ありましたら。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、次に進みます。

8点目、大口町学校給食に係る給食費取扱要綱の一部を改正する要綱について、事務局、説明をお願いします。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 よろしくをお願いします。

先月の定例会では、新旧対照表で説明をさせていただきましたが、施行期日等が分かりにくかったものですから、今回、変更後の要綱を配付させていただきました。

一番最後のページを御覧いただきたいと思います。

それまでの令和4年度の物価高騰対策による補助を改めまして、第4条第3項に規定する給食費の一食単価のうち、児童等の給食費の一食単価は、同項の規定に関わらず当分の間ゼロ円とするということで、令和7年4月1日から施行することにしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

告示番号等についても書かせていただいております。

以前あった物価高騰対策による給食費の一食単価の特例については、なくなったということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

説明は以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この件、よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、次に進みます。

◎日程第4 その他

○長屋教育長 日程第4、その他の件について、小中学校長の教職員評価制度苦情委員会について、事務局、説明をお願いします。

○岩田学校教育課長 それでは、お願いします。

小中学校長の教職員評価制度苦情委員会についてです。議案でもありませんし、連絡・報告事項にもそぐわないということで、その他で上げさせていただきました。

市町村立学校の校長・副校長・教頭・部主事の教職員評価制度苦情申出要領を御覧ください。

校長先生の評価については教育長が行うわけですが、その評価結果に関する苦情の申出及び取扱いを定めるものです。

この制度を行うために、第4条にありますように、まず、教育委員会内に苦情審査会を設置し、委員の構成は委員長、副委員長、委員複数名で組織し、年度当初の市町村教育委員会で決定するとされています。

委員の構成につきましては、昨年度と同様に委員長を職務代理者、副委員長を生涯教育部長、委員の1名を教育委員、委員のもう一名を学校教育課長の4名としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、3枚目の下のところに6年度の委員構成が記してありますけれども、6年度は丹羽委員にお願いをしていました。

評価結果に苦情を申し出る際には苦情相談を受け、決定できないときには苦情申出を行い、苦情審査会を開催することとなります。

苦情相談員については、大口町では派遣指導主事をお願いすることとあります。

説明としては以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

ただいまの件についてですが、令和6年度、プリントのようになされていましたが、教育長が管理職の評価をしたときに、この評価はむちゃくちゃだなと、たまったもんじゃないということで苦情が出たときに委員会を構成して、そこで審議をするということでありまして、4名での組織になりますが、そのところで、昨年度はありがたいことに一件もこういうことはありませんでしたので、開催がされなかったということです。

令和7年度につきましては、委員の丹羽委員、去年働き場がなかったわけですが、今年度につきましては、水谷委員のほうで回していきたいと思いますが、いかがでしょう。

丹羽委員、いいですか。

○丹羽委員 はい。

○長屋教育長 水谷委員、そういうことで。

○水谷委員 はい。

○長屋教育長 今年度もそういうことはないようにしっかりと評価をしていきたいと思いますが、よろしくお願いします。以上です。

それでは、あと事務局のほう、ほかに何かありますか。

○岩田学校教育課長 ありません。

○長屋教育長 いいですか。ありがとうございました。

委員さんのほうから何かありませんか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、協議、連絡事項が終わりました。

事務局のほうへお返します。

○松井生涯教育部長 ありがとうございました。

それでは最後に、教育長、何かありましたらお願いをします。

○長屋教育長 ありがとうございました。

大変いい季節になってきましたけれども、朝と日中の気温差が大変激しくて、なかなか体調管理に難しい時期を迎えておりますので、委員の皆様方、御自愛のほどお願いします。以上です。

○松井生涯教育部長 ありがとうございました。

以上をもちまして、4月の大口町教育委員会定例会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

(午前10時05分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員